

2024年6月21日～7月5日

労働社会保険関連新着情報

石渡社会保険労務士事務所

<https://www.ishiwatasroffice.com/>



骨太の方針 2024 を閣議決定(6/21)

政府は 21 日、「経済財政運営と改革の基本方針 2024(骨太の方針)」を閣議決定した。デフレ完全脱却の実現に向けて、物価上昇を上回る賃上げを定着させ所得と生産性の向上と持続可能な社会への転換を目指す、とした。賃上げの具体策として、価格転嫁のさらなる徹底や人手不足業種における自動化技術の利用拡大、リスキリングの強化やジョブ型人事(職務給)の導入などを挙げている。

厚生年金 規模要件を撤廃(6/26)

厚生労働省は、厚生年金に加入する際の企業規模要件を撤廃する方針を固めた。従業員5人以上の個人事業所の非適用業種も解消し厚生年金を適用する方向で、新たに約 130 万人が加入対象となる。撤廃により企業側に発生する保険料や事務負担に関する支援策は今後検討し、2025 年の通常国会に関連法案を提出する。

女性の管理職比率 301 人以上の企業に公表義務化で調整(6/28)

厚生労働省は女性の管理職比率の公表を企業に義務付ける調整に入った。上場・非上場問わず従業員 301 人以上の企業(1万 8,000 社程度)を対象にする方針で、厚労省の有識者検討会が7月にもまとめる報告書に方向性を明記し、今夏以降労働政策審議会での議論を経て、早ければ 2025 年の通常国会に女性活躍推進法の改正案を提出する方針。

個人情報漏洩時の報告期限「30 日以内」へ延長方針(6/28)

個人情報保護委員会は 27 日、個人情報保護法改正に向けた中間整理案を公表した。現状3～5日以内となっている個人情報漏洩時の同委員会への報告期限を、原則 30 日以内(不正ア

クセスの場合は 60 日以内)へ延ばす方針を示した。本人への通知や原因究明が適切にできると、第三者機関から認定されていることが条件となる。一方、規制強化に関する内容としては、本人の求めにより、生体データ等は原則、使用停止や削除に応じなければならないなどが盛り込まれた。課徴金等の導入は引き続き検討事項とされ、年末までに最終案が取りまとめられる予定。

家事使用人の労基法適用に向け調整(6/28)

厚労省は、家事使用人を労働者として保護するため、労基法を改正する調整に入った。労働条件が不明確で労災の対象外であるといった問題の是正を図る。27 日に開催された労働基準関係法制研究会では、適用する方向で具体的施策を検討すべきとする案が示された。

精神障害の労災認定が過去最多更新(6/29)

厚生労働省は 28 日、2023 年度に精神障害で労災認定を受けたのは 883 件だったと発表した。前年度から 173 件増加し、1983 年度の統計開始以降過去最多を5年連続で更新した。自殺や自殺未遂に至ったケースは計 79 件と前年度より 12 件増え、昨年度から認定基準に追加されたカスタマーハラスメントが原因となったケースは 52 件だった。

年金財政見通し やや改善(7/4)

厚生労働省は3日、公的年金制度の財政検証結果を公表した。一定の経済成長が続けば少子高齢化による給付水準の低下は 2024 年度比6%にとどまる一方、過去 30 年と同様の経済状況が続いた場合は 18%下がる。いずれの場合も、高齢者らの就労拡大などにより 2019 年検

証から減少率に縮小傾向がみられ、厚生労働省は2025年の年金制度改革について、他の改革案で一定の給付底上げ効果が見込めるとして、国民年金の保険料支払期間を現行の40年から45年に延長する案を見送ると決めた。

連合 24年賃上げ平均 5.1% (7/4)

連合は3日、2024年春季労使交渉(春闘)における回答の最終集計結果を公表した。ベースアップ(ベア)と定期昇給を合わせた平均賃上げ率は、前年比で1.52ポイント高い5.1%と、1991年以来33年ぶりに5%を上回った。連合は24年春闘の目標を賃上げ率で「5%以上」としていた。

最高裁「事業主は労災認定争えず」(7/5)

従業員の労災認定について、事業主が国に不服申立てができるかが争われた訴訟の上告審判決で、4日、最高裁は「原告適格を有しない」とする初判断を示した。事業主が不服を申し立てる場合は、労災保険料の決定段階で適否を争うべきと結論付けた。国は二審判決後の23年に、メリット制の適用を受ける事業主が保険料認定処分に関する不服申立てにおいて、労災認定への不服も主張できるよう運用を変えている。

7月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

10日

○健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限[年金事務所または健保組合]<7月1日現在>

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

○特例による源泉徴収税額の納付<1月~6月分>[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出[公共職業安定所]<前月以降に採用した労働者がいる場合>

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の

提出期限<年度更新>[労働基準監督署]

○労働保険料の納付<延納第1期分>[郵便局または銀行]

16日

○所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出[税務署]

○障害者・高齢者雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]

31日

○所得税予定納税額の納付<第1期分>[郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出[労働基準監督署]<休業4日未満、4月~6月分>

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

○固定資産税・都市計画税の納付<第2期>[郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。